

議案第43号

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月8日

西脇市長 片山象三

(理由)

乳腺ドックの新設に伴い、当該ドックの料金について必要な事項を定める必要があるため。

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例（平成17年西脇市条例第117号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

人間ドック	日帰りコース	43,200円	尿・便・血液・心電図・エコー検査、胸部レントゲン撮影、胃透視又は胃カメラ、肺機能・視力・眼底・聴力・骨密度検査
	1泊2日コース	70,200円	日帰りコースに子宮がん又は前立腺がん検査、糖負荷試験及び内科系腫瘍マーカー・胃がんリスク検査を追加したもの

を

「

人間ドック	日帰りコース	43,200円	尿・便・血液・心電図・エコー検査、胸部レントゲン撮影、胃透視又は胃カメラ、肺機能・視力・眼底・聴力・骨密度検査
	1泊2日コース	70,200円	日帰りコースに子宮がん又は前立腺がん検査、糖負荷試験及び内科系腫瘍マーカー・胃がんリスク検査を追加したもの
乳腺ドック		15,120円	マンモグラフィー検査、超音波検査、乳房視触診

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。